

案 件 番 号	22中建審・請第1号審査請求事件			
審 査 請 求 年 月 日	平成22年8月27日			
審 査 請 求 人 住 所	東京都中野区大和町三丁目			
審 査 請 求 の 内 容	道路判定図の2項道路中心線決定処分の無効ないし取り消し			
処分庁（不作為庁）	中野区長			
審 査 請 求 に 係 る 建 築 物	建 築 物 の 敷 地			
	地 域 ・ 地 区			
	建 築 主 住 所			
	用 途	構 造	造	
	敷 地 面 積	m ²	階 数	地上/地下 /
	建 築 面 積	m ²	延 べ 面 積	m ²
建 築 審 査 会 の 処 分 （ 概 要 ）				
口 頭 審 査 年 月 日				
請 求 人 の 主 張	中野区長が平成21年8月27日付けの道路判定図で決定した当該2項道路の道路中心線は間違っている。			
処 分 庁 の 弁 明	<p>① 本件道路判定図は、中野区生活道路の拡幅整備に関する条例に基づく整備協議の手続きとして、建築基準法第42条2項の規定に基づき既に特定行政庁から指定（昭和50年4月1日中野区告示第24号）されている道路の中心線の位置を記載しただけのものであり、建築基準法令の規定に基づく特定行政庁の処分に該当しない。</p> <p>② 仮に、本件道路判定図の交付が建築基準法上の処分に該当するとしても、本件審査請求は、行政不服審査法で規定する審査請求期間を徒過したものである。</p> <p>③ また、審査請求人は、道路判定図の交付を処分とし、当該処分の無効確認の申立てをしているが、行政不服審査法では無効確認を求める申立ては認められていない。</p> <p>④ 仮に、無効確認の申立てが認められるとしても、審査請求人は、本件道路判定図に基づく道路位置を前提に確認申請を行い既に確認処分及び検査済証の交付を受けており、審査請求の利益はない。</p> <p>以上のとおり、本件審査請求は、不適法であることから却下されるべきである。</p>			
裁 決 年 月 日 及 び 主 文	平成22年11月10日 本件審査請求を却下する。			

裁 決 の 理 由

1 本件請求内容

本件請求は、特定行政庁が建築基準法（以下「建基法」という。）4 2 条 2 項に定める道路の中心線についての回答行為（請求人はあくまでも平成 2 1 年 8 月 2 7 日付けで特定行政庁が行った回答行為を対象とするので、本裁決もそれを前提とする。以下「本件回答行為」という。）に処分性があることを前提として、その取消または無効確認を求めることを内容としている。

そこで、本件回答行為が、建基法 9 4 条 1 項及び行政不服審査法（以下「行審法」という。）2 条 1 項にいう「処分」と言えるか否かが問題となる。この点については、審査請求の対象となる「処分」には、狭義の行政処分のほかに、「事実行為」（「公権力の行使にあたる事実上の行為で、人の収容、物の留置その他その内容が継続的性質を有するもの」）が含まれる。そして、狭義の処分の概念は、行政事件訴訟法 3 条の「処分」と同義と解され「行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいう」とされる。

2 本件回答行為の「処分」性

(1) 狭義の処分性

本件 2 項道路は、①昭和 2 5 年 1 1 月 2 8 日東京都告示 9 5 7 号による指定、②昭和 5 0 年 4 月 1 日中野区告示 2 4 号による指定によって 2 項道路とされるに至ったものであり、上記①②の各告示はいわゆる一括指定の告示である。そして、このような一括指定の告示についても「処分」性が是認されている（最高裁判所判決平成 1 4 年 1 月 1 7 日民集 5 6 卷 1 号 1 頁）。

これに対して、本件回答行為は、上記各告示によってなされた処分の内容を確認するものに過ぎないから、「その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められている」ものと言うことはできず、「狭義の処分」性は認められない。

(2) 事実行為性

「公権力の行使にあたる事実上の行為」とは、特定の行政目的のために国民の身体・財産に実力を加えて行政上必要な状態を実現させようとする行為を指すと解されるところ、本件回答行為は、このような行為に該当しないこともまた明らかであるから、「事実行為」性も認められない。

(3) 小括

よって、本件回答行為は、行政不服審査請求の対象外の行為であるというべきであるから、本件請求は不適法といわざるを得ない。

3 補足的検討

仮に本件回答行為の処分性の点をひとまず措くとしても、本件回答行為がなされたことを請求人が知った日は「平成21年9月3日頃だと思ふ」とのことであり、そうであれば、平成22年8月27日付で提起された本件請求は、行審法14条に定める期間を徒過してなされたものであって、結局不適法なものといわざるを得ない。

また、本件請求のうち無効確認の裁決を求める部分については、そのような裁決は行審法の予定しないものであるから、やはりその点で不適法といわざるを得ない。

以上により、本件請求はいずれにせよ不適法なものであるから、同法40条1項の規定に基づき、主文の通り裁決する。

注) 「法」は建築基準法、「令」は建築基準法施行令、「安全条例」は東京都建築安全条例を示す。